
平成 20 年度税制改正に関する要望

平成 19 年 9 月

法 団 日本損害保険協会

はじめに

社団法人 日本損害保険協会

我が国の経済は、好調な企業業績を背景に設備投資が増加し、雇用情勢に改善が見られるなど、景気は緩やかな回復傾向にあります。一方、少子・長寿化の急速な進行、自然災害の発生及び国際競争の激化により、個人・企業を取り巻くリスクは増大しております。

損害保険業界といたしましては、このようなリスクに的確に対応し、損害保険制度の健全な発展を通じて、経済の発展と安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与してまいりたいと存じます。

我が国では、少子・長寿化の進行に伴う社会保障費用の増大に直面し、持続可能な社会保障制度への改革が進められておりますが、安心かつ豊かでゆとりのある生活を送るためには、医療・介護・年金保険等の民間商品を活用することなどにより、国民一人ひとりが自助努力で将来に備えることが極めて重要であり、この自助努力を促進していくことが大きな課題となっております。

このような観点から、平成20年度の税制改正にあたりまして、次の重点要望項目をはじめ、以下のとおり各種税制の実現・充実を要望いたしますので、格段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

重点要望項目

1. 社会ニーズを踏まえた社会保障制度を補完する商品に係る保険料控除制度の創設

国民の自己責任に基づく自助努力を税制面から支援する制度として、医療・介護・年金等の商品を対象とする保険料控除制度（所得税法上の控除限度額は100,000円、地方税法上の控除限度額は50,000円）を創設すること

平成 20 年度税制改正要望項目

重点要望項目

1. 社会ニーズを踏まえた社会保障制度を補完する商品に係る保険料控除制度の創設

国民の自己責任に基づく自助努力を税制面から支援する制度として、医療・介護・年金等の商品を対象とする保険料控除制度（所得税法上の控除限度額は 100,000 円、地方税法上の控除限度額は 50,000 円）を創設すること

要 望 内 容	現 行 税 制
（対 象） 医療・介護・年金等の社会保 障制度を補完する商品	・独立の制度は無し * 但し、医療・介護及び生保の 個人年金は生命保険料控除制 度の対象
（控除限度額） 所得税 100,000 円 地方税 50,000 円	

その他の要望項目

2. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

既に収入金額を課税標準（100%外形標準課税）としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること

要望内容	現行税制
現行課税方式の継続	<ul style="list-style-type: none"> ・収入金額による外形標準課税 ・税率は1.3%

3. 受取配当等の益金不算入割合の引き上げ

受取配当等に係る二重課税を排除するため、受取配当等の益金不算入制度における益金不算入割合を引き上げること（50% 100%）

要望内容	現行税制
受取配当等の益金不算入制度における連結法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合の引き上げ（50% 100%）	<ul style="list-style-type: none"> ・益金不算入割合は平成14年度より50%

4. 地震保険に係る異常危険準備金の積立についての非課税措置

地震保険に係る異常危険準備金の積立を全額非課税とすること

要望内容	現行税制
準備金残高の一層の充実を図る観点から、地震保険に係る異常危険準備金の積立を全額非課税とすること	<ul style="list-style-type: none"> ・運用益部分の積立については段階課税

5. 確定拠出年金に係る税制上の措置

- (1) 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること
 (2) 確定拠出年金に係る拠出限度額を引き上げること

要望内容	現行税制
(1) 確定拠出年金に係る特別法人税の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度まで課税停止措置 ・税率は約1.2%（地方税含む）
(2) 確定拠出年金に係る拠出限度額の引き上げ	(個人型) <ul style="list-style-type: none"> ・自営業者等：月額68,000円から国民年金基金等の掛金を控除した額 ・企業の従業員（企業年金を実施していない企業の従業員に限る）：月額18,000円 (企業型) <ul style="list-style-type: none"> ・企業年金（確定給付型）を実施していない場合：月額46,000円 ・企業年金（確定給付型）を実施している場合：月額23,000円

6. 欠損金繰戻還付の実施・繰戻期間の延長

欠損金繰戻還付の実施・繰戻期間の延長を行うこと

要望内容	現行税制
欠損金繰戻還付の実施・繰戻期間の延長	<ul style="list-style-type: none"> ・繰戻還付：平成19年度まで適用停止 ・繰戻期間：1年

1. 社会ニーズを踏まえた社会保障制度を補完する 商品に係る保険料控除制度の創設

国民の自己責任に基づく自助努力を税制面から支援する制度として、医療・介護・年金等の商品を対象とする保険料控除制度（所得税法上の控除限度額は100,000円、地方税法上の控除限度額は50,000円）を創設すること

少子・長寿化の進行に伴う社会保障費用の増大が、我が国の大きな課題となっている中で、社会保障制度を持続可能な制度として再構築していくためには、医療費自己負担割合の引き上げや、公的年金の支給額の見直しなど、給付と負担のバランスや世代間の公平性等の見直しが不可欠とされています。

国民一人ひとりにとっても、長生きをすることによる医療費・介護費用・生活費等の経済的負担の増大に対処するために、自らの力で自らの将来に備える自助努力がますます重要となります。

こうした我が国における経済・社会の課題を踏まえ、生涯にわたり安心かつ豊かでゆとりのある生活水準を確保するといった国民のニーズに応えるものとして、損害保険業界では、医療・介護・年金等の社会保障制度を補完するための商品を取り扱っていますが、これらの保険の普及はまだ十分とは言えない状況です。

国民の自助努力を税制面から支援する制度として、保険料控除制度の存在意義は高く、長生きをすることによる医療費・介護費用・生活費等の経済的負担の増大に対処するといった、今真に普及が必要とされる保険に対する保険料控除制度を新たに創設することは、国等の政策として、安心かつ豊かでゆとりある社会を実現させ、我が国経済の持続的な成長に資するものと考えます。

つきましては、国民の自己責任に基づく自助努力を促進し、社会保障制度を補完する商品の普及を図るために下記項目を要望いたします。

医療・介護・年金等の社会保障制度を補完する商品を対象とする保険料控除制度（所得税法上の控除限度額は100,000円、地方税法上の控除限度額は50,000円）を創設すること

なお、社会保障制度改革が国民的な喫緊の課題であること、また、制度創設においては公平・簡素でわかりやすいことを旨とすべきことから、この制度が損害保険会社の商品だけを対象にするのではなく、社会保障制度の補完に寄与する一定の要件を満たす同種商品を幅広く対象とする制度として創設されることを要望いたします。

2 . 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

既に収入金額を課税標準としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること

事業税は、地方公共団体の提供する種々のサービスに対する応益課税の性格を有することを明確化し、また安定的に地方税源を確保すること等を目的として、平成 15 年度税制改正により、従来所得課税方式が見直されました。具体的には資本金 1 億円超の法人を対象として、一般事業会社における法人事業税に付加価値割、資本割の外形基準を組み込んだ外形標準課税制度が創設され、平成 16 年度から実施されています。これと関連して与党税制改正大綱においては、既に収入金額課税となっている電気供給業、ガス供給業、生命保険業および損害保険業の 4 業種について、付加価値額および資本等の金額による外形標準課税を組み入れていくことを検討することとされています。

損害保険業に係る法人事業税は、昭和 30 年より収入金額を課税標準とする 100%外形標準課税が導入されており、地方公共団体の安定的な税収確保に貢献してきました。一方、一般事業会社に導入された外形標準課税は、経済環境に対する配慮もあって、4 分の 3 部分については所得課税を継続し、残りの 4 分の 1 部分についてのみ外形基準を組み込んだものとなっています。このため、今般の外形標準課税導入を契機に仮に上記 4 業種の課税方式が見直されるとすれば、損害保険業の課税標準に所得が組み込まれることも想定されます。

しかしながら、損害保険業は保険事故の発生により各年度の収益環境が大きく変化するという特性があるため、所得課税を組み入れて税額が大きく変動する仕組みとするよりも、現行課税方式を維持する方が税収安定化を目指した外形標準課税導入の趣旨に沿うものと考えます。また、応益課税という事業税の基本的な性格に鑑みれば、100%外形標準課税である収入金額課税方式が適当と考えられます。

つきましては、下記項目を要望いたします。

既に収入金額を課税標準（100%外形標準課税）としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること

3. 受取配当等の益金不算入割合の引き上げ

受取配当等に係る二重課税を排除するため、受取配当等の益金不算入制度において、連結法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合を現行の50%から100%に引き上げること

法人株主が受け取る株式等の配当金（受取配当）については、配当元の法人で既に法人税が課されているため、「二重課税の排除」を目的とした「受取配当等の益金不算入制度」の仕組みが設けられています。本制度は確立した税理論に基づくものであり、このような二重課税排除の仕組みは諸外国においても広く導入されています。

しかしながら、平成14年度税制改正において、連結納税制度導入に伴う財源措置の一つとして本制度の縮減が行われ、負債利子控除の対象外であった特定利子制度が廃止されるとともに、益金不算入割合が80%から50%に引き下げられました。

本制度の縮減は、従来から二重課税の指摘を受けていた取扱いをさらに拡大するものであり、税理論に反した課税強化と言わざるをえません。このような課税強化は、法人株主の株式保有意欲を減退させ、株式市場の健全な発展にも少なからぬマイナスの影響を与えているものと思われます。

つきましては、二重課税となっている現状を改める観点から下記項目を要望いたします。

二重課税を排除し株式市場の健全な発展に資するよう、受取配当等の益金不算入制度における連結法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合を現行の50%から100%に引き上げること

4 .地震保険に係る異常危険準備金の積立についての非課税措置

地震保険に係る異常危険準備金の積立を全額非課税とすること

地震保険については、その機能を十分に発揮するために、法令の定めるところにより、この保険から生じる収支残高および運用益はすべて異常危険準備金として積み立てることが義務付けられております。しかしながら、異常危険準備金としての積立が無税で認められているのは収支残高部分のみであり、運用益部分については、その積立にあたって段階的な課税を受けております。

損害保険業界では、地震保険の商品改定等を通じた制度の充実や、普及率の拡大を図っていますが、これにより地震発生の際の保険金支払責任限度額は大幅に増加しており、地震保険に係る異常危険準備金の残高は必要積立額に比べ不十分な状況になっています。さらに、平成 18 年度税制改正において地震保険料控除制度が創設されることとなったことにより、今後一層の地震保険の普及拡大が見込まれます。

このような状況において、損害保険会社が保険金支払に万全を期すためには、地震保険に係る異常危険準備金残高の一層の充実を図ることが急務となっております。

そのためには、現在、地震保険に係る異常危険準備金として積み立てる運用益について、各年度末の責任限度額に対する準備金残高の割合に応じて決められている段階的課税割合を撤廃し、全額非課税とする税制措置が必要不可欠と考えます。また、今後の金利上昇により運用益自体の増加が見込まれるため、非課税化されることにより一層の充実が図れることとなります。

つきましては、地震保険の異常危険準備金残高の一層の充実を図る観点から下記項目を要望いたします。

地震保険に係る異常危険準備金の積立を全額非課税とすること

5. 確定拠出年金に係る税制上の措置

- (1) 確定拠出年金制度について、個人型年金および企業型年金の積立金を対象とした特別法人税を撤廃すること
- (2) 確定拠出年金制度について、拠出限度額を引き上げること

社会環境やライフスタイル等の変化により、近年国民の勤労形態に多様化が見られるようになってきました。また一方で、経済環境の変化や退職給付会計の導入により、年金制度が企業経営に及ぼすリスクは従来以上に意識されるようになってきています。こうしたことを背景に、企業年金制度について従来の確定給付年金から確定拠出年金へ移行する動きが見られるようになってきています。

こうしたいわば時代の要請を受けた新しい企業年金である確定拠出年金が健全に発展・普及するためには、市場のニーズに応えた商品設計を可能とする制度拡充のための税制上の手当てや、経済環境にそぐわない税制を見直すなどの環境整備が不可欠です。

(1) 確定拠出年金に係る特別法人税の撤廃

確定拠出年金制度を発展・普及させ、年金資産を早期に充実させるためには、年金資産に対する運用時の課税を撤廃することが有効と考えます。現在、個人型年金および企業型年金の積立金に対する特別法人税は、平成 19 年度までの経過措置により課税停止とされていますが、本税は制度として廃止すべきであると考えます。

(2) 確定拠出年金に係る拠出限度額の引き上げ

現行の確定拠出年金制度において、既存の確定給付型年金制度の有無により拠出限度額が異なることや、他の退職給付制度からの移行を考慮した場合に拠出限度額が低すぎることで、市場のニーズに合った年金制度の設計にあたり制約になっています。拠出限度額は平成 16 年度税制改正により一定の引き上げがされたものの、安定した生活に足る退職後の所得確保を図る観点からは十分なものとは言えず、拠出限度額の更なる引き上げが必要であると考えます。

つきましては、確定拠出年金制度の健全な発展と普及の促進および年金資産の早期充実により、国民が退職後の所得を確保し老後生活の安定を図る観点から下記 2 項目を要望いたします。

**個人型年金および企業型年金の積立金を対象とした特別法人税を撤廃すること
拠出限度額を引き上げること**

6. 欠損金繰戻還付の実施・繰戻期間の延長

欠損金繰戻還付の実施・繰戻期間の延長を行うこと

金融の自由化・規制緩和の進展により、損害保険業界においても業態間の垣根を越えた競争が促進され、新規事業の展開などを通じて契約者のさまざまなニーズに応えることが求められています。こうした新規事業に伴う初期投資や競争の激化による収益の変動から、欠損金が生じる可能性も高まっていると言えます。

また、損害保険事業の特性として、巨大災害の発生等により一時的に多額の欠損が生じる可能性も考えられます。

現行の欠損金の取扱いに関する税制は、平成 16 年度改正で繰越期間は 7 年に延長されたものの、繰戻還付制度については繰戻期間が 1 年と短い上に、現在は繰戻還付の適用が凍結（停止）されています。現行制度は欧米諸国と比較しても極めて限定的であり、この格差が我が国企業の国際競争力の低下を招く一因ともなります。

また、今後、我が国経済の活性化を図っていく観点から、企業が新たな事業展開を行い、新たな雇用を創出していくことは重要な課題です。現行制度では、企業に欠損が発生した場合、収益基盤の弱い企業等においては税制上の不利益が生じることも考えられ、ひいては、企業の健全な運営や新規事業展開の促進による経済の活性化に支障をきたすおそれがあると考えます。

つきましては、下記項目を要望いたします。

欠損金が生じた場合において税制上の不利益が生じることのないよう、欠損金繰戻還付の実施（復活）・繰戻期間の延長を行うこと